久留米市公告第３２４号

令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月１８日

久留米市長　原口　新五

１　入札に付する事項

（１）業務名

令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務

（２）業務内容

別紙「令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）予定価格

363,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（５）入札書比較価格

330,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

（６）最低制限価格

無

（７）支払条件

前金払なし・部分払なし

２　入札参加資格

入札参加できる者は、入札書（第６号様式）の提出締切時点までに、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。
（３）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア　久留米市内　県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
イ　アを除く福岡県内　県税
（５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
（８）令和６～８年度に、小児慢性特定疾病等を抱える児童や、そのきょうだい児を対象としたワークショップ等の企画・運営実績を有すること。

３　契約条項を示す場所
１１　問い合わせ先（事務局）

４　入札方法
入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、エ、ク、ケの提出書類は提出しなくてよい。また、ク、ケは提出期限から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

（１）提出書類
ア　入札書（第６号様式）
イ　入札参加資格確認申請書（第１号様式）
ウ　業務実績調書（第２号様式）
エ　役員等調書及び照会承諾書（第３号様式）
オ　暴力団排除に基づく誓約書（第４号様式）
カ　委任状（第５号様式）　※本店以外の支店等が入札・契約を行う場合のみ
キ　入札保証金納付領収書の写し、又は７（１）に規定する金融機関の保証書等
ク　登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書。写し可）

ケ　次に掲げる、入札参加者の所在地区分及び法人・個人別の納税等証明書（写し可）

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の3)	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2)
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	－	

（例１：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例２：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出）

（２）入札参加資格及び入札参加条件の審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

（３）入札方法

郵便入札

（４）提出締切日

令和８年１１月３０日（月）午後５時必着（期限厳守）

ア　封筒の表面に「令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。

イ　提出締切日までに提出がなかった場合は、「令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務」にかかる条件付一般競争入札への参加ができないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、審査は行わない。

（５）提出先（宛先）

１１　問い合わせ先（事務局）

（６）提出方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、「ア 入札書（第６号様式)」を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ～ケを入れる。また封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人

の住所、商号（名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5　入札辞退等

郵送により提出した入札参加資格確認申請書は、締切日時前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市健康福祉部保健所健康推進課に入札辞退届（第７号様式）を提出しなければならない。

6　開札

（１）開札日時

令和８年１２月１日（火）午前１０時

（２）開札場所

久留米市保健所　３階小会議室

（３）立会い

入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

（４）落札者の決定方法

開札後、予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

7　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

入札までに、規則第６条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の１００分の５以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和３９年久留米市規則第２２号。以下「会計規則」という。）第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第７条に該当する場合は、減免する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、１１で示す事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約締結後に還付する。

（２）契約保証金

規則第２７条の規定により免除する。

８　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ　所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ　入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。

オ　入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。

カ　入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ク　法令又は入札に関する条件に違反したとき。

９　その他入札に関し必要な事項

（１）質問の受付期間及び受付場所

ア　受付期間：公告日から令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

イ　受付場所：１１　問い合わせ先（事務局）

ウ　提出書類：質問書（第８号様式）

エ　提出方法：Ｅメール（ho-kenko@city.kurume.lg.jp）で提出すること。電話での質問は受け付けない。また、提出した際は電話にて着信を確認すること。

オ　質問に対する回答：令和８年１１月２６日（木）までにＥメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して６日以内に契約しなければならない。

１０　その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行する

ことが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

１１　問い合わせ先（事務局）

久留米市健康福祉部保健所健康推進課　難病・在宅医療チーム
住所：〒830-0022　久留米市城南町１５番地５（久留米商工会館４階）
電話：0942-30-9729
ＦＡＸ：0942-30-9833
Ｅメール：ho-kenko@city.kurume.lg.jp